

福岡地区水道企業団

総 合 評 価 方 式

実 施 ガ イ ド ラ イ ン

(試行)



令 和 4 年 7 月

目次

■はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
1. 総合評価方式とは		
(1) 総合評価方式とは	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(2) 導入の効果	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
2. 福岡地区水道企業団の総合評価方式の概要		
(1) 総合評価方式の型式	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
(2) 評価項目・配点の関係	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
(3) 落札者の決定方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
(4) 総合評価方式の手続き	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
3. 技術評価項目と技術提案書の作成・提出		
(1) 技術評価項目と配点	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
(2) 提案項目	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
(3) 企業評価項目	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
(4) 技術提案書の作成と提出	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26
4. 中立かつ公正な審査・評価の確保		
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保のために	・・・・・・・・	P 27
(2) 公正な評価の確保	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 29
(3) 評価結果の公表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
(4) 評価内容の詳細の開示	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 33
(5) 評価に係る問合せ等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 33
5. 提案内容の履行義務・保護		
(1) 提案内容の履行義務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 34
(2) 不履行時のペナルティ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 34
(3) 提案内容の保護	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 35
(4) 技術者の配置	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 35
6. その他		
入札公告時に提示する総合評価関連資料について	・・・・・・	P 36

■はじめに

「総合評価方式」は、公共工事の減少等を背景に過度な低価格競争により生じた公共工事の品質低下が懸念される事態を是正するため平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）により、価格に加えて品質を含めた総合的な評価により落札者を決定する入札方式として、全国的に導入が進められています。

導入された国や自治体では、これまでの取り組みにおいて、施工品質の向上のほか、円滑な工事進捗、安全対策の向上など様々な効果が現れており、工事の品質確保に有効であることが確認されています。

本ガイドラインは、本企業団の総合評価方式（試行）について理解を深めていただくため、総合評価方式に関する基本的な取り決めや技術評価基準、具体的な手続きに関する解説として取りまとめました。

総合評価方式は、工事の品質確保に有効であり、導入により様々な効果が現れています。今後も、関係者の意見等を踏まえ、更に総合評価方式を本企業団に適したより良い制度に育てていきたいと考えています。

本企業団の総合評価方式（試行）の取り組みにご理解とご協力をお願いします。

○本ガイドラインに記載の内容は、令和4年7月1日以降に入札公告する案件に適用していきます。それ以前に入札公告した案件については、従前の基準等によります。

1. 総合評価方式とは

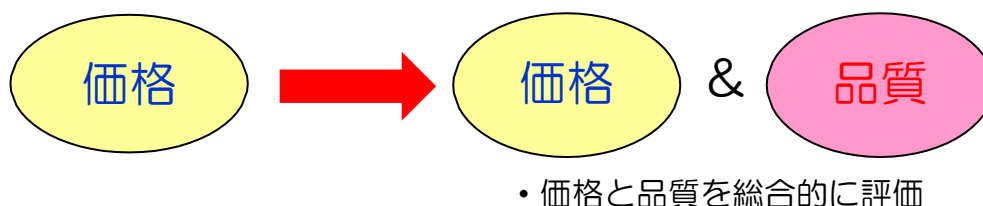
1－（１）総合評価方式とは

「総合評価方式」は、平成１７年４月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）により導入が進められた契約方式です。

通常の契約では、価格のみの比較により落札者を決定しますが、「総合評価方式」では、価格に加えて、品質を含めた総合的な評価により落札者を決定します。

《従来》

《総合評価方式》



◆ 評価する「品質」

- 「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事そのものの質も含まれます。

また、工事の「品質」を確保するためには、これまで実施した同種工事の実績、配置予定技術者の能力、あるいは、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要な要素であると考えています。

そこで、「品質」の評価にあたっては、施工上の工夫における提案のほか、同種工事の経験、社会貢献等の取組等についても対象とします。

（評価する内容）

- ・ その工事に対する施工上の工夫など、品質・安全管理・環境への配慮等に係る施工上の提案
- ・ 下請、資材調達に係る地場企業の活用
- ・ 同種工事の施工実績、工事成績等の企業の施工能力
- ・ 配置予定技術者の資格の保有状況、施工経験
- ・ 本店所在状況等による社会貢献・地域貢献

など

1－（２）導入の効果

総合評価方式の導入により、以下の効果が期待されます。

◆ 導入の効果

- 提案項目等の評価が落札要件となることから、公共工事の品質向上が図られる。
- 施工上の提案や施工能力等を評価することにより、企業の技術力向上への意欲を高め、ひいては技術力の向上につながる。
- くじ引きによる落札者決定の回避に効果的である。
（同価格入札の場合、技術評価点の高い入札参加者が落札する）
- 価格と品質という２つの基準で評価するため、より談合防止に効果がある。

など

2. 福岡地区水道企業団の総合評価方式（試行）の概要

2－（１）総合評価方式の型式

総合評価方式においては、**標準型**を適用します。

標準型

一定規模の工事に適用し、施工上の基本的事項に関する提案、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等により、「品質」の評価を行います。

※一定規模の工事とは、予定価格１億円以上の工事を対象

2－（２）評価項目・配点の関係

① 技術評価項目の区分

「品質」の評価項目（以下「技術評価項目」）については、以下のように区分します。

◆ 技術評価項目の区分

【提案項目】

- ・ 施工上の提案：工事の品質・安全管理・環境への配慮に関する施工上の提案
- ・ 地場企業の活用：下請や資材調達における地場企業の活用に係る提案

【企業評価項目】

- ・ 企業の施工能力：工事成績の実績、同種工事の施工実績など
- ・ 技術者の能力：配置予定技術者の資格の保有状況、施工経験
- ・ 社会貢献・地域貢献：本店所在状況、障がい者雇用・環境保全の取り組み

② 技術評価項目・配点の設定の考え方

各工事の「落札者決定基準」となる技術評価項目や配点の設定の考え方は、以下のとおりです。

◆ 技術評価項目・配点の設定の考え方

- 技術評価項目・配点については、「提案項目」を重視した構成とし、あわせて「企業評価項目」を配点する構成とします。
- 個別工事の技術評価項目・配点は、学識経験者で構成される「福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会」での審議を経て決定します。

③ 評価項目・配点の関係

技術評価項目と配点（加算点）については、以下の表のとおりとなります。

■評価項目・配点の関係

区分		技術評価項目	標準型
提案項目	施工上の提案	品質管理, 安全管理 環境への配慮 に関する施工上の提案	○ (提案2～3問)
	地場企業の活用	地場企業への下請計画 地場企業からの資材調達計画	○
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績, 同種工事の施工実績, 品質管理, 安全管理等	○
	技術者の能力	資格の保有状況, 同種工事の施工経験	○
	社会貢献・地域貢献	本店所在地, 障がい者雇用 ・環境保全の取り組み	○
配点(加算点)			14.0～24.0

2－（３）落札者の決定方法

① 総合評価の方法

- 総合評価の標準型においては、除算方式と呼ばれる以下の算式により評価値を算出します。この「評価値」の最も高い者が、落札候補者となります。

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点（標準点＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times \alpha$$

（※「入札価格」は、入札説明書等を示す「入札金額」と同じ。以下同じ）

- ・「標準点」は、入札参加資格及び設計図書等の最低限の要件を満たす入札参加者 全てに100点を与える。
- ・「加算点」は、「品質」の評価により、0～23点の範囲で加算
- ・算出する評価値は小数第4位（5位以下切り捨て）とする。
また「 α 」は数値調整のための係数であり、以下のとおり
 - ・ 予定価格 10 億円以上の場合、 $\alpha = 1,000,000,000$ （10 億）
 - ・ 予定価格 1 億円以上 10 億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$ （1 億） など

② 落札候補者の決定方法

- 入札価格が予定価格の制限の範囲内のもののうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

- ただし、低入札価格調査基準価格未満で入札した落札候補者に対しては、低入札価格調査要領に基づく調査を行います。

低入札価格調査には次に示す失格基準価格が設定されており、入札価格が失格基準を下回ると落札候補者となることができません。

【低入札価格調査対象工事にかかる失格基準価格の算出方法】

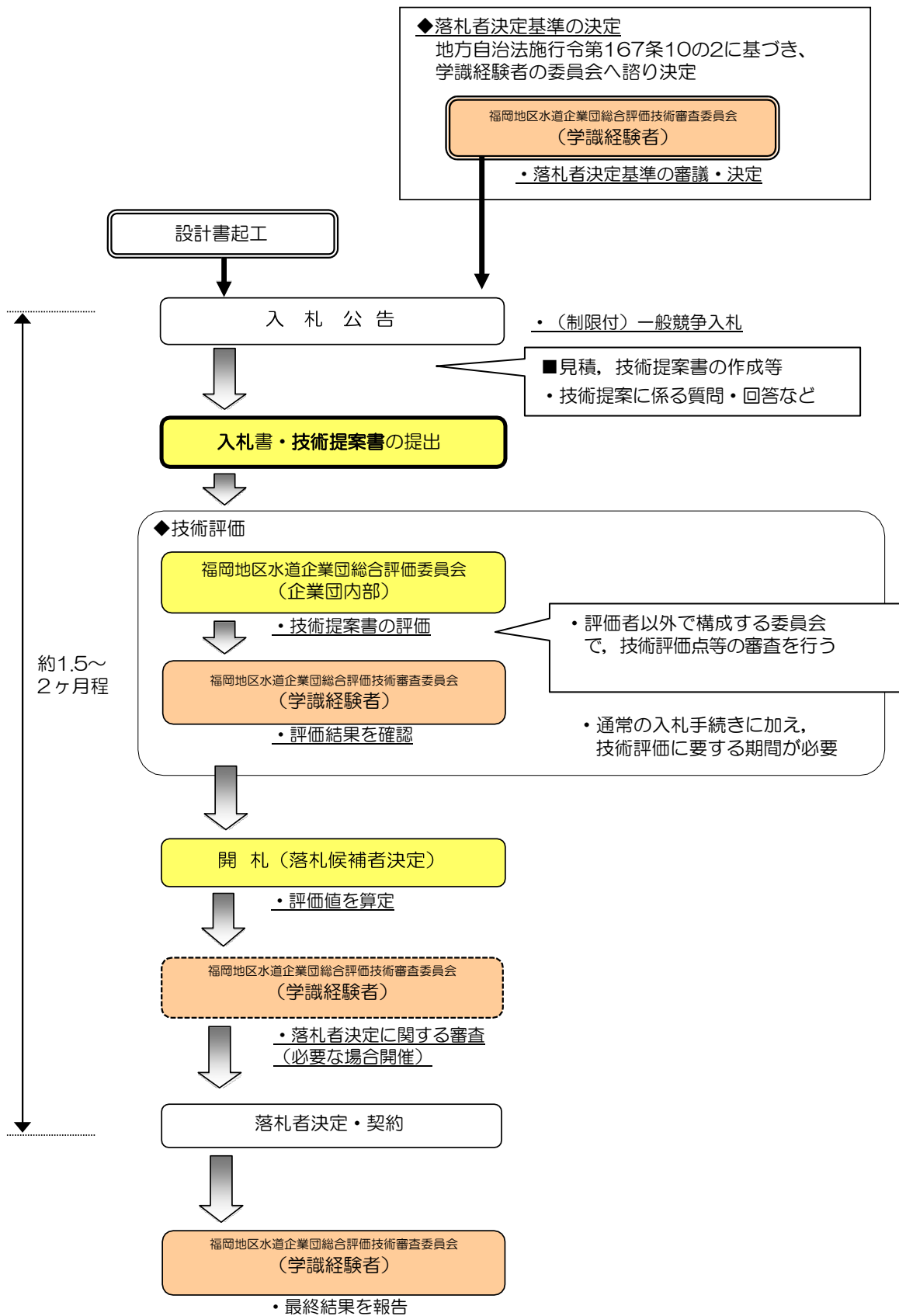
$$\text{失格基準価格} = \text{基準比較価格} \times 0.985 \text{ に消費税を加えた額}$$

2－（４）総合評価方式（試行）の手続き

総合評価方式の契約手続きは、通常の契約手続（一般競争入札）に加え、入札参加者の技術提案等を評価する期間が必要です。

また、入札参加者においても、技術提案書の作成・提出が必要となります。

総合評価方式（試行）による契約手続きフローは、以下のとおりです。



3. 技術評価項目と技術提案書の作成・提出

3-（1）技術評価項目と配点

「技術評価項目」及び配点は、以下の表を基本としますが、個別工事に係る評価項目・配点は「福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会」（学識経験者）での審議を経て決定します。

分類	技術評価項目		標準型 1億円以上を基本		掲載箇所
提案項目	施工上の提案 (品質管理、安全管理、環境への配慮)		○	2～3問(1問 3点) 6～9 注意すべき事項 ○:1点 ×:0点 具体的対応策 ○:2点 △:1点 -×:0点	P.10
	地場 活用 企業 の	地場企業への下請計画	△	1 (A・B・C・D・E・F) (1.00・0.80・0.60・0.40・0.20・0.00)	P.14
		地場企業からの資材調達計画	△	1 (A・E) (1.00 ・ 0.00)	P.15
	提案項目の配点		小計	6～最大11	
企業 評価 項目	企業 の 施工 能力	同種工事の施工実績	○	2 (A・B・C・D・E) (2.00・1.50・1.00・0.50・0.00)	P.17
		品質管理への取組(ISO9001取得状況)	○	1 (A・E) (1.00 ・ 0.00)	P.18
		建設業労働災害防止協会加入状況	○	1 (A・E) (1.00 ・ 0.00)	P.18
		受注工事件数	△	1 (A・C・E) (1.00 ・0.50 ・ 0.00)	P.19
		工事成績の実績	△	3 (A・E) (3.00 ・ 0.00)	P.20
		工事成績優良業者の表彰実績	△	1 (A・E) (1.00 ・ 0.00)	P.21
	技術 能力 者の	資格の保有状況 (監理技術者資格の保有期間など)	○	1 (A・C・E) (1.00 ・ 0.50 ・ 0.00)	P.22
		同種工事の施工経験 (現場代理人・主任技術者の経験も含む)	○	1 (A・C・E) (1.00 ・ 0.50 ・ 0.00)	P.23
	地域 社会 貢献 ・ 貢献	本店所在地 (本企業団名簿登載期間で評価)	○	1 (A・C・E) (1.00 ・ 0.50 ・ 0.00)	P.24
		障がい者雇用・環境保全の取り組み[地場企業] (障がい者雇用率4.6%の達成状況) (ISO14001又はエコアクション21の取得状況)	○	1 (A・C・E) (1.00 ・ 0.50 ・ 0.00)	P.25
	必須項目(○)配点			8	—
	選択項目(△)配点(最大点数)／3項数			5	—
	企業評価項目の配点(最大点数)		小計	13	
合 計		計	14～最大24		—

※ 「○」は必須項目 「△」は選択項目

なお、選択項目は、案件毎に決定しますので対象項目とならない場合があります。

3－（２）提案項目

① 施工上の提案

「標準型」では、施工上の提案を求めます。

公共工事を実施する上で、共通して要求される重要事項である「品質」、「安全」及び「環境」について、発注者側があらかじめ特定する場面において、「最も注意すべき事項」と「具体的な対応策」を求めることにより、より適切かつ確実な施工を実現し、工事の品質向上を図ります。

技術評価項目		求める内容	配 点	適用 回答様式
施工上の提案	品質管理	品質管理について最も注意すべき点と、その対応策	1問 3点	必須 様式3
	安全管理	労働災害や公衆災害について最も注意すべき点と、その対応策		
	環境への配慮	騒音・粉塵防止等のための最も注意すべき点と、その対応策		

(求める提案の具体例)

- ・「コンクリート工」における品質管理について、工事目的物の品質確保の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策
- ・「掘削工」における安全管理について、労働災害や公衆災害防止の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策
- ・「掘削工」における環境への配慮について、近隣住民への騒音・粉塵防止等の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策

上記のように「 」内の場面を特定し、品質、安全及び環境への配慮に係る提案を求める。

「提案項目」(施工上の提案)に関する技術提案書作成上の留意点は、以下のとおりです。

◆ 「提案項目」の提案作成上の留意点(共通)

- 提案が加点対象となる場合、履行義務が発生します。また、提案内容の設計変更は原則として行いません。十分留意の上、提案を行って下さい。

特に、以下のような提案は履行の点で注意が必要です。

- ・ 評価のため、無理に工程短縮日数を計上する提案
- ・ 入手困難な特殊な資材等を使用する提案 など

- 設計条件や現場状況等を考慮し、提示される着目点等を踏まえた標準案(設計書・仕様書、関係法令に基づき行うべき内容)を上回る提案(追加提案)を記載して下さい(諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で要確認)。
- 提案内容は、履行の確認ができるものとし、具体的に記載して下さい。
- 標準案に基づき施工を行なう場合にも、施工内容を記載して下さい。
- 技術提案書の評価は、提出者名を伏せて行うため、提案内容に提出者が特定できる内容を記載しないで下さい。記載がある場合、該当箇所を消去し評価するため、本来の評価が得られず、低い評価点となることがあります。

(提案者が特定できる事例)

- ・ 提案者が特定できる工法名(特許番号なども)等を記載
(可能な限り一般的な表現を用いる)
- ・ 提案者が特定できる施工実績(工事名、発注者等)を記載
(博多湾大橋新設工事(福岡市発注)、などの表現)

上記のほか、「施工上の提案」においては、それぞれ以下の点に留意して下さい。

◆ 「施工上の提案」の提案作成上の留意点

① 「最も注意すべき事項」について

- 記載内容については、以下のとおり審査を行います。

- ・○ : 記載内容が妥当（加点対象）
- ・× : 記載内容が不適当（加点なし）

提示される条件に基づき、「最も注意すべき事項」について、その理由も含め記載します。記載内容が妥当である場合は「○」、提示条件に基づいてない場合など、不適当である場合は「×」となります。

- ・「○」の場合、加点評価し、加算点1点を付与

② 「具体的な対応策」について

- ①で記載した「最も注意すべき事項」を踏まえた「具体的な対応策」を記載します。それぞれの提案については、以下のとおり審査を行います。

- ・○ : 追加提案（加点対象。履行義務あり）
- ・△ : 「最も注意すべき事項」を踏まえているが、標準案の範囲に留まる提案（加点対象。履行義務あり）
- ・－ : 「最も注意すべき事項」が不適当、「最も注意すべき事項」を踏まえていない、「追加提案」としない提案に該当する、履行の具体性や実現性が不明確等（加点なし。実施可能）
- ・× : 採用できない（加点なし。実施不可）

- 「具体的な対応策」について「最も注意すべき事項」を踏まえた追加提案を「○」、「最も注意すべき事項」を踏まえているが標準案の範囲に留まる提案を「△」とし、それぞれ加点対象として評価します。

（→ 「○」（追加提案）としない提案については、P15参照）

- ・「○」の場合、加算点2点、「△」の場合、加算点1点を付与

- 「最も注意すべき事項」が不適当であった場合や、「最も注意すべき事項」を踏まえていない提案、提案の具体性や実現性が不明確な提案、「追加提案」としない提案に該当する提案は「－」とし、現場条件等により採用できない提案は「×」として評価します。

（①、②共通）

- 記載数と文字数には制限があります（①、②とも1つずつ記載。文字数など詳細は技術提案提出説明書による）。明らかに制限数を超えて提案等した場合、評価対象としない（－や×）等の取り扱いとなります。

■「追加提案」としない提案について

以下のような提案は、追加提案として評価しません。提案書作成の際は十分留意して下さい。

■「追加提案」としない提案（例）

1. 工事目的物を変える等過度な提案

- ・ 図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案
- ・ 過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

2. 履行の具体性や実現性が不明確な提案

- ・ 「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- ・ 提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第3者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- ・ 表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案。

3. 標準的な対応に留まる提案

- ・ 設計図書（設計書、仕様書など）に示された内容と同等の提案
- ・ 関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- ・ 一般的な法令・規則の遵守に関する提案（飲酒運転やポイ捨て禁止など）

4. 提案の条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- ・ 着目点を踏まえていない提案
- ・ 1つの提案の中に複数の提案内容が含まれる提案
- ・ 提案の制限数を超える提案
- ・ 所定の記載欄以外に記載されている提案（補足資料中の提案など）
- ・ 現場条件等により採用できない提案

② 地場企業の活用

地場企業の活用は、全ての型式で対象となる、選択評価項目となります。2つの項目からなり、下請や資材調達において、地場企業の活用を促すための評価項目となります。

区分	適用	技術評価項目	配点
地場企業の活用	選択	I. 地場企業への下請計画	1
		II. 地場企業からの資材調達計画	1

下請計画や資材調達計画に関し提案を受け、評価を行います。また、技術提案等と同様、提案内容に関しては履行義務があります。

I. 地場企業への下請計画

工事契約予定額に占める、地場外企業への下請額の割合が低い者を優位に評価します。

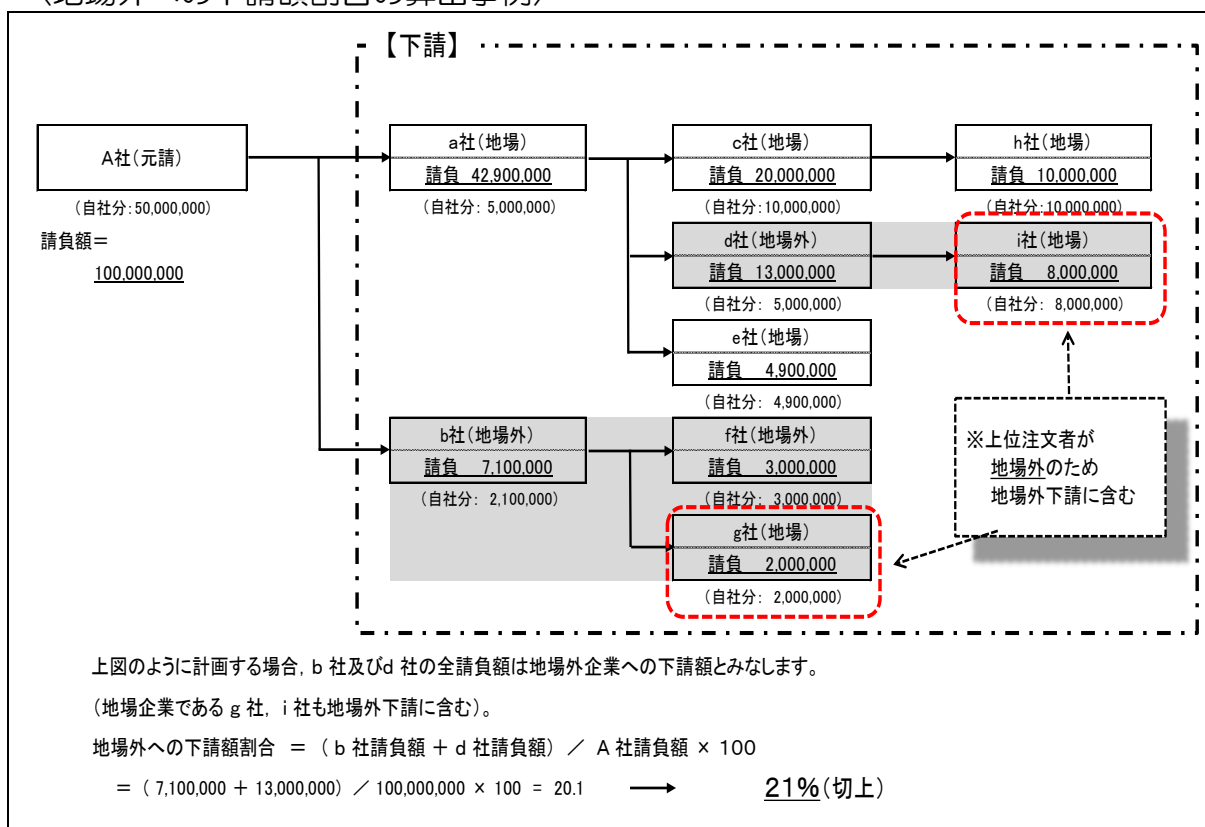
評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用 回答様式
地場 下請 企業 への 計画	・当該工事において、請負予定額に占める地場外への下請予定額の割合（整数止め。小数点以下を切上）が低い者から下記のとおり段階的に評価 地場外への下請額割合＝ （地場外への下請予定額）／工事請負予定額×100％ A：0％から2％以下 B：2％を超え5％以下 C：5％を超え10％以下 D：10％を超え15％以下 E：15％を超え20％以下 F：20％を超えるもの	1点	【6段階】 配点の重み A：1.00 B：0.80 C：0.60 D：0.40 E：0.20 F：0.00	選択 様式6-1

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 上記「地場外への下請予定額割合」を提示していただき、その割合に応じ、加點評価します。
- ・ 加點評価された場合、落札者となった者は、提示した「地場外への下請予定額割合」以内で履行しなければなりません。不履行の場合、技術提案等と同様、ペナルティが発生します。
- ・ 元請（JVの場合、構成員を含む）が地場外であっても、自社施工分は「地場外への下請予定額」には含みません。
- ・ 例えば、A工事を一次下請として地場外企業が受注し、その一部を地場企業が二次下請として受注しても、上位注文者が地場外企業であるため、この場合、A工事は全て地場外企業への下請額とみなします（次ページ参照）。

〈地場外への下請額割合の算出事例〉



Ⅱ. 地場企業からの資材調達計画

各工事の主な工事資材の内、あらかじめ指定する資材を地場企業から調達する場合、評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
地場企業からの資材調達計画	・当該工事において、指定する工事資材について、地場企業が製造した資材を使用する場合、評価 A：指定資材について、全て地場企業の製造資材を使用 E：それ以外	1 点	【2段階】 配点の重み A：1.00 E：0.00	選択 様式6-2

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

あらかじめ指定する工事資材について、全てを地場企業が製造した資材を使用すると計画した場合、加点評価します。ただし、商社等を通じ調達する場合は、商社等が地場企業であり、かつ、対象資材が地場企業により製造されていれば加点対象となります。加点評価された場合、落札者となった者には履行義務が生じます。不履行の場合、技術提案等と同様、ペナルティが発生します。

3-（3）企業評価項目

「企業の施工能力」，「技術者の能力」，「社会貢献・地域貢献」において，定量的に入札参加者の技術的能力を評価し，工事の品質向上を図ります。

◆ 評価項目の内容

○ 企業評価項目は，大きく3つに区分されます。

- ① 工事成績の実績，同種工事の施工実績などによる「企業の施工能力」
- ② 配置予定技術者の資格の保有状況，施工経験による「技術者の能力」
- ③ 本店所在状況，障がい者雇用・環境保全の取り組みによる「社会貢献・地域貢献」

各評価項目の加算点は，小数第4位四捨五入で算出します。

なお，以下に各評価項目の留意点等を記載しています，評価基準などの諸条件については，各工事の入札公告時に示される「技術提案書提出説明書」を十分確認して下さい。

① 企業の施工能力

「企業の施工能力」に関する評価項目は，必須項目3項目，選択項目3項目です。

区分	適用	技術評価項目	配点
企業の 施工能力	必須	i. 同種工事の施工実績	2
		ii. 品質管理への取組	1
		iii. 建設業労働災害防止協会加入状況	1
	選択	iv. 受注工事件数	1
		v. 工事成績の実績	3
		vi. 工事成績優良業者の表彰実績	1

i. 同種工事の施工実績

一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
同種工事の施工実績	・一定期間内における、工事毎に設定する同種工事の施工実績により5段階評価 A：より同種性の高い施工実績2件以上（同口径以上又は、同規模以上） B：より同種性の高い施工実績1件（ 〃 ） C：同種性の高い施工実績2件以上（同口径未満又は、同規模未満） D：同種性の高い施工実績1件（ 〃 ） E：実績なし	2点	【5段階】 配点の重み A：2.00 B：1.50 C：1.00 D：0.50 E：0.00	必須 様式8
	（JVの場合） ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする			
	〈評価対象〉 ・CORINS登録工事を基本とし、前年度までの10年間及び当該年度の入札公告日前日迄に完成した工事が対象			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 工事毎に設定される同種工事の条件を満足するCORINS登録工事が対象です。
- ・ 本市工事に限らず他官庁等の工事にも対象に含まれます。また、過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。
- ・ 同種工事の条件を満足することを確認できるCORINSの工事カルテの該当箇所の写し、CORINSの工事カルテで確認できない場合はCORINSの工事カルテの写し、及び別途確認できる資料（契約図書において、同種工事であることが分かる設計書・図面等の写しなど）の添付が必要です。

以下に該当する場合、当該工事の実績は無いものとみなす、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。

- ・ COR I N Sの写しが無い場合
- ・ COR I N Sの工事カルテまたは別途資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合
- ・ 対象外の工事が記載されている場合 等

ii. 品質管理への取り組み

「ISO9001」の取得のある者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
品質管理への取り組み	・公告日時点における、ISO9001の取得の有無により2段階評価 - A：取得有り - E：取得無し	1点	【2段階】 配点の重み A：1.00 E：0.00	必須様式10-1
	(JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ ISO9001の「認証書（登録証）の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ ISO9001の「認証書（登録証）の写し」の添付漏れ
- ・ 有効期限が切れている場合
- ・ 取得の事実が確認できない場合 等

iii. 建設業労働災害防止協会加入状況

建設業労働災害防止協会への加入者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
建設業労働災害防止協会加入状況	・当該年度4月1日から入札公告前日迄の間における、建設業労働災害防止協会への加入状況により2段階評価 - A：加入 - E：未加入	1点	【2段階】 配点の重み A：1.00 E：0.00	必須様式10-2
	(JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 建設業労働災害防止協会が発行する「加入証明の写し」の添付が必要です。

(当該年度に加入した日付、もしくは当該年度に加入している旨を証明した日付が必要となります。)

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 「加入証明の写し」の添付漏れ
- ・ 加入の事実を確認できない場合
- ・ 事実と異なる記載が判明した場合 等

iv. 受注工事件数

一定期間内の受注実績の少ない者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
受注工事件数	・一定期間内の本企業団発注工事の契約件数（工事毎に設定）により、3段階評価 A：契約無し C：契約1件 E：契約2件以上	1点	【3段階】 配点の重み A：1.00 C：0.50 E：0.00	選択 様式9
	（JVの場合） ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			
	＜評価対象＞ ・入札公告日直前の3年間に契約した当該登録業種の工事（案件によっては別途設定。特命随意契約、単価契約除く）			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 対象工事は、個別工事の「入札説明書（個別事項）」の「手持ち工事」または「落札状況」で指定する工事です。工事により対象が異なりますので、入札公告時に確認して下さい。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 記載漏れが判明した場合 等

Ⅴ. 工事成績の実績

一定期間内の福岡地区水道企業団発注工事において、同一業種で工事成績評定の良い者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
工事成績の実績	・一定期間内の同一業種の工事において、本企业団が通知した任意3件の工事成績評定の平均点（小数3位四捨五入）を算出し、下記のとおり評価。 A：平均80点以上 ※平均65点超～80点未満は下記算出式により評価 $\text{加算点} = \text{配点} \times (\text{平均点} - 65) / 15$ E：65点以下または実績なし	3点	配点の重み A：3.00 ～ 算出式により評価 ～ E：0.00	選択 様式7-1
	（JVの場合） ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			
	＜評価対象＞ ・平成25年の4月1日から入札公告日前日までに本企业団より工事成績評定通知書を交付（通知日基準）された工事 ・同一業種とは、入札公告をもって示した登録業種をいう。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 対象工事の業種を限定しておりますので、ご注意ください。例えば、建築工事の案件であれば、過去の建築工事の実績しか対象となりません。
- ・ 一般土木と管2種は、同一業種として取扱い評価を行います。
- ・ 管と管1種は、別業種として取扱い評価を行います。
- ・ 過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。
- ・ 対象となる業種の工事成績の実績が3件未満の場合、該当分を全て記載して下さい。その場合、該当分の平均点で評価します。
- ・ 評価対象期間が入札公告日の前日までとなっておりますので、毎回、「工事成績評定通知書の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 対象外である業種の工事の記載
- ・ 提出が3件未満であって他に工事実績があることが判明した場合
- ・ 「工事成績評定通知書の写し」の添付漏れ

等

vi. 工事成績優良業者の表彰実績

一定期間内の福岡地区水道企業団発注工事において、同一業種で「福岡地区水道企業団工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
工事成績優良業者の表彰実績	一定期間内の同一業種の工事において、「福岡地区水道企業団工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価 A：表彰対象者 B：該当しない	1点	【2段階】 配点の重み A：1.00 E：0.00	選択 様式7-2
	(JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			
	<評価対象> ・入札公告日前日までの2年間に、本企业団より工事成績優良業者として表彰の対象である旨通知（同通知後、表彰の取り消しを通知されたものは除く）された工事 ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価対象としない。 ・同一業種とは、入札公告をもって示した登録業種をいう。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 対象期間内に「福岡地区水道企業団工事成績優良業者表彰要綱」に基づき、表彰の対象である旨、通知を受けた工事を対象とします。通知を受けても、その後、表彰対象から外れた工事は除きます。
- 表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に、競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価対象となりません。
- 対象工事の業種を限定しておりますので、ご注意下さい。**例えば、電気工事の案件であれば、過去の電気工事の実績しか対象となりません。
- 一般土木と管2種は、同一業種として取扱い評価を行います。
- 管と管1種は、別業種として取扱い評価を行います。
- 過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。
- 本市からの「表彰の対象である旨の通知の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- 対象外である業種の表彰実績の記載
- 「表彰の対象である旨の通知の写し」の添付漏れ 等

② 技術者の能力

「技術者の能力」に関する評価項目は、必須項目2項目からなり、2項目あわせて配置予定技術者の能力を評価します。

区分	適用	技術評価項目	配点
技術者の能力	必須	vii. 資格の保有状況	1
		viii. 同種工事の施工経験	1

配置予定技術者は、最大3名まで提示することが出来ますが、技術者ごとに、「vii. 資格の保有状況」と「viii. 同種工事の施工経験」をあわせた評価を行い、**最も低い技術者の加算点を採用**します。

また、落札者となった場合、工事に配置する技術者は、**提示した技術者の中から必ず配置**しなければなりません。

vii. 資格の保有状況

資格の保有期間が長い技術者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
資格の保有状況	・入札者が提示する配置予定技術者（最大3名まで提示可）の監理技術者資格者証の保有期間（公告日時点）により3段階で評価。複数名を提示した場合、「同種工事の施工経験」とあわせ最も評価が低い技術者の加算点とする。 A：5年以上保有 C：3年以上保有 E：それ以外	1点	【3段階】 配点の重み A：1.00 C：0.50 E：0.00	必須 様式11

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「**技術提案書提出説明書**」で必ず確認して下さい。

- ・「**資格者証の写し**」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「**E評価**」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・「**資格者証の写し**」の添付漏れ
- ・**資格の保有期間**が確認できない場合
- ・**事実と異なる記載**が判明した場合 等

viii. 同種工事の施工経験

同種工事の施工経験を有する技術者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用 回答様式
同種工事の 施工経験	・入れ者が提示する配置予定技術者（最大3人まで提示可）の一定期間内の同種工事（期間、対象は企業の施工能力での同種工事と同じ）の監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験の有無により3段階評価。複数名を提示した場合「資格の保有状況」とあわせ最も評価が低い技術者の加算点とする。 A：より同種性の高い施工経験あり（同口径以上又は、同規模以上） C：同種性の高い施工経験あり（同口径未満又は、同規模未満） E：実績なし	1点	【3段階】 配点の重み A：1.00 C：0.50 E：0.00	必須 様式11

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 工事毎に設定される同種工事の条件を満足するCORINS登録工事が対象です。
- ・ 本市工事に限らず他官庁等の工事も対象に含まれます。また、過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。同種工事の条件は、「企業の施工能力」の「同種工事の実績」の条件と同じです。
- ・ 施工経験とは、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わった工事が対象です。それ以外の施工経験は対象外ですので、ご注意下さい。
- ・ 同種工事の条件を満足することを確認できるCORINSの工事カルテの該当箇所の写し、工事カルテで確認できない場合は、CORINSの工事カルテの写し、及び別途確認できる資料（契約図書において、同種工事であることが分かる設計書・図面等の写しなど）の添付が必要です。

以下に該当する場合、当該工事の実績は無いものとみなす、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。

- ・ CORINSの写しが無い場合
- ・ CORINSの工事カルテまたは別途資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合
- ・ 監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わったことが確認できない場合
- ・ 対象外の工事が記載されている場合 等

③ 社会貢献・地域貢献

「社会貢献・地域貢献」に関する評価項目は、必須項目が2項目です。

区分	適用	技術評価項目	配点
社会貢献・地域貢献	必須	ix. 本店所在地	1
		x. 障がい者雇用・環境保全の取り組み[地場企業] (障がい者雇用率4.6%の達成状況) (ISO14001又はエコアクション21の取得状況)	1

ix. 本店所在地

本店が地場内に所在し、また福岡地区水道企業団競争入札有資格者名簿に登載された期間が長い者を優位に評価します。

※地場とは、福岡都市圏の10市7町を指す。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用 回答様式
本店所在地	・公告日において福岡都市圏（10市7町）に本店を有し、かつ本企業団競争入札有資格者名簿への地場企業としての継続登載期間により3段階評価 A：本店所在かつ名簿登載期間10年以上 C：本店所在かつ名簿登載期間10年未満 E：本店所在せず	1点	【3段階】 配点の重み A：1.00 C：0.50 E：0.00	必須 様式12
	(JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 福岡地区水道企業団競争入札有資格者名簿に登載された期間は、地場企業として継続して登載されている期間ですので、ご注意下さい。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 事実と異なる記載が判明した場合 等

×. 障がい者雇用・環境保全の取り組み

本店が地場内に所在し、障がい者雇用率 4.6%を達成している者を優位に評価します。また、本店が地場内に所在し、「ISO14001」又は「エコアクション21」の取得のある者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
障がい者雇用・環境保全の取り組み	・公告日時点において、本店が地場内に所在し、障がい者雇用率4.6%の達成状況（有：4.6%以上、無：4.6%未満） ・公告日時点において、本店が地場内に所在し、ISO14001又は、エコアクション21の取得状況（有：取得有り、無：取得無し） 以上の取り組み状況により3段階評価 A：取り組み有り（2項目） C：取り組み有り（1項目） E：取り組み無し	1点	【3段階】 配点の重み A：1.00 C：0.50 E：0.00	必須 様式13
	（JVの場合） ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。			

【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・障がい者雇用の取り組みについては、「障がい者雇用状況報告書」など、障がい者雇用が証明できる書類の添付が必要です。
- ・環境保全の取り組みについては、ISO14001又はエコアクション21の「認定書（登録書）の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 雇用の事実を確認できない場合
- ・ 事実と異なる記載が判明した場合
- ・ 「認定書（登録証）の写し」の添付漏れ
- ・ 有効期限が切れている場合
- ・ 取得の事実が確認できない場合 等

3－（４）技術提案書の作成と提出

総合評価方式の対象工事に入札参加される場合、入札書のほか、設定された技術評価項目に基づき、「技術提案書」を提出していただくことになります。

以下に留意の上、「技術提案書」を作成し、提出して下さい。

◆ 「技術提案書」作成にあたって

- 技術提案書の作成にあたっては、個別工事の「設計図書」のほか、「入札説明書（総合評価方式 共通事項）」、「入札説明書（個別事項）」、**技術提案書提出説明書**を熟読し、工事内容、技術提案書作成条件等を確認して下さい。
- 特に、「技術提案書提出説明書」には、各技術評価項目の詳細な説明や減点措置となる事項など、留意点なども記載していますので、技術提案書作成前に十分確認して下さい。

必須様式の提出がない場合、欠格となりますので、十分留意して下さい。

4. 中立かつ公正な審査・評価の確保

4-（1）中立かつ公正な審査・評価の確保のために

◆ 中立かつ公正な審査・評価の確保

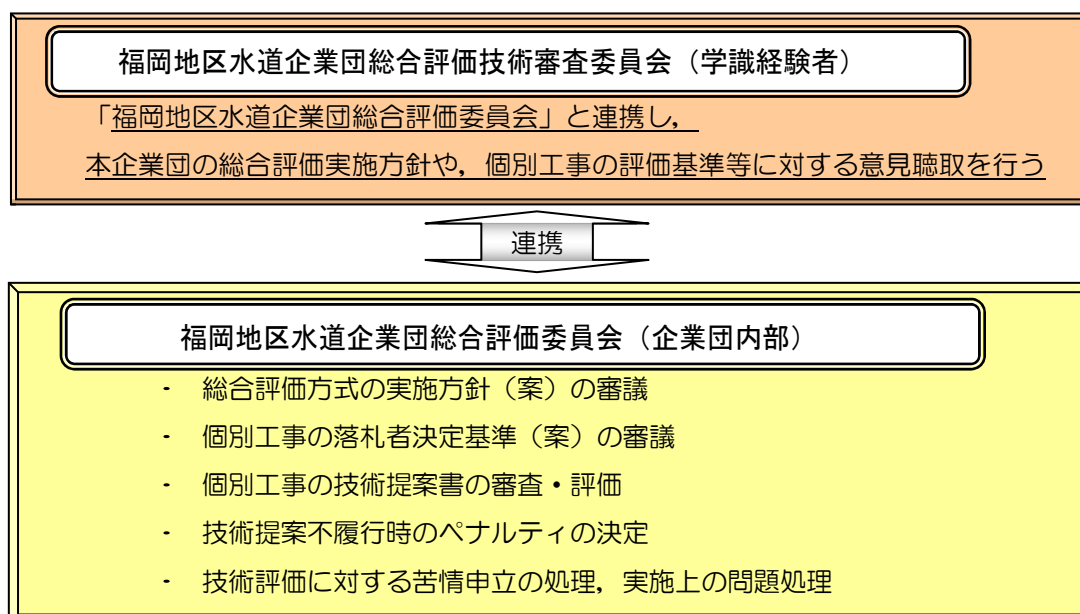
○総合評価方式（試行）を実施するにあたり、最も重要なことは中立かつ公正な審査・評価が行われることです。

福岡地区水道企業団においては、総合評価方式実施の各段階において、中立の立場にある学識経験者に確認、意見聴取を行うとともに、評価業務を担う福岡地区水道企業団職員による専門委員会を設置するなど、評価業務における恣意的要素の排除や不正防止の徹底を図った上で、中立かつ公正な審査・評価体制の確立を図っています。

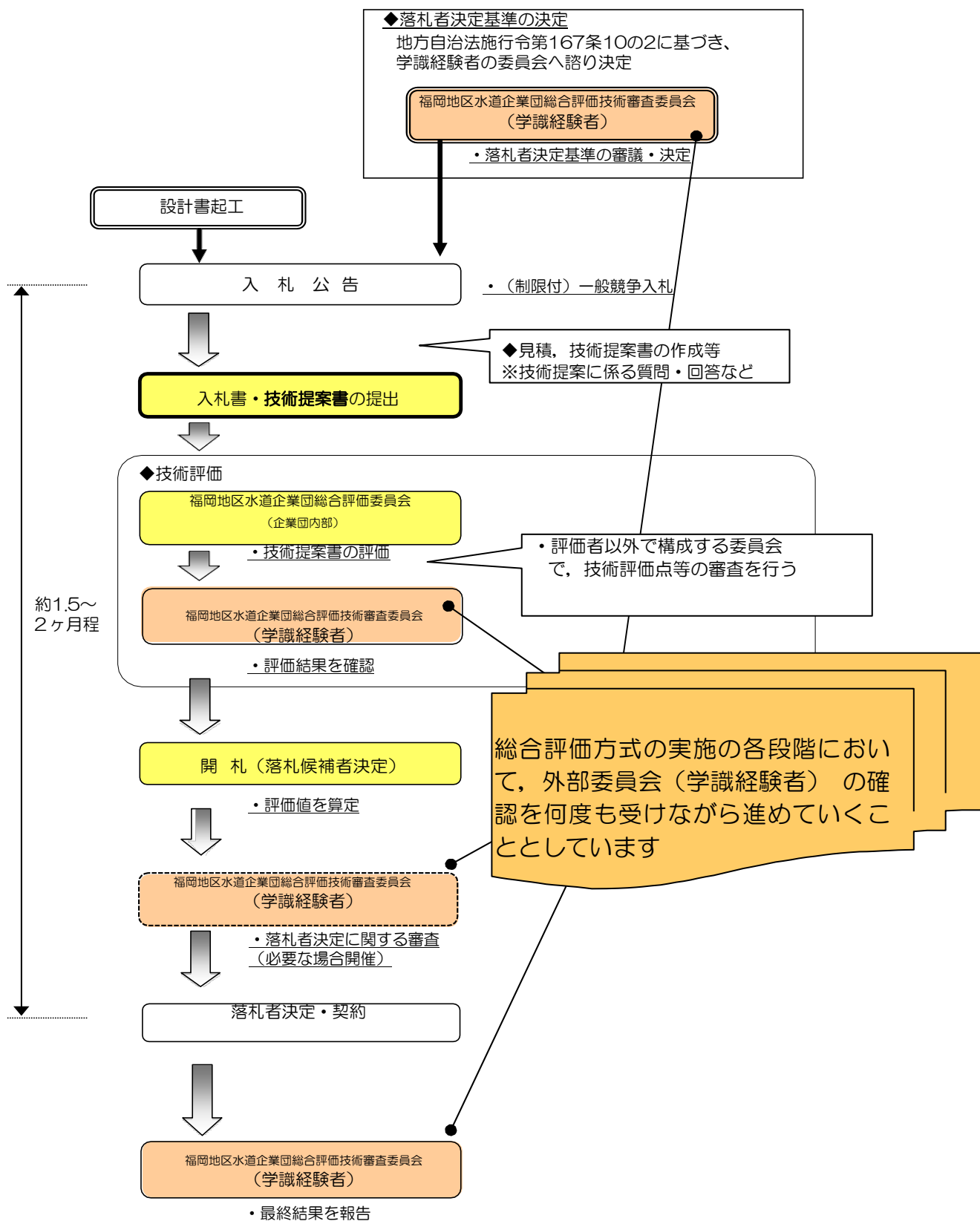
福岡地区水道企業団の総合評価方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定めるとき、または、個別工事の落札者決定基準（技術評価項目、配点等）を定めるときは、品確法や地方自治法施行令第167条の10の2第4項により、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で決定することとされており、福岡地区水道企業団では、学識経験者で構成される「福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会」（以下「審査委員会」）を設置し、審査委員会の審議を経て決定することとしています。

また、審査委員会と連携して総合評価方式の適正かつ円滑な実施を図るため、市内部に「福岡地区水道企業団総合評価委員会」（以下「評価委員会」）を設置し、審査委員会の意見に基づき評価委員会にて評価業務を行います。

■ 福岡地区水道企業団の総合評価方式における技術評価体制



■ 個別工事の各段階における外部委員の審査等



4－（２）公正な評価の確保

総合評価方式は、技術評価が落札結果に影響することから、特に公正性の確保が不可欠です。

このため、「福岡地区水道企業団総合評価方式における公正な競争の確保に関する要綱」において、入札参加者の技術提案書の評価を公正に行うために、必要な事項を定め、これらを厳格に実施することにより、不正行為を排除し公正な競争の確保を図ることとしています。

① 秘密の保持

落札者決定基準作成から入札参加者の技術提案書の評価を経て、契約締結に至るまでの一連の業務に携わる本企業団職員は、以下に示す総合評価に関する情報について秘密を保持しなければなりません。

◆ 保持する秘密

- 個別の技術提案書がどの企業のものか特定できる情報
- 入札参加者の技術提案書の内容
- 個別の提案項目の評価基準
- 技術評価委員名
- 落札者決定前における入札参加者に関する情報
- その他公正な評価を害し、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報

② 落札者決定基準

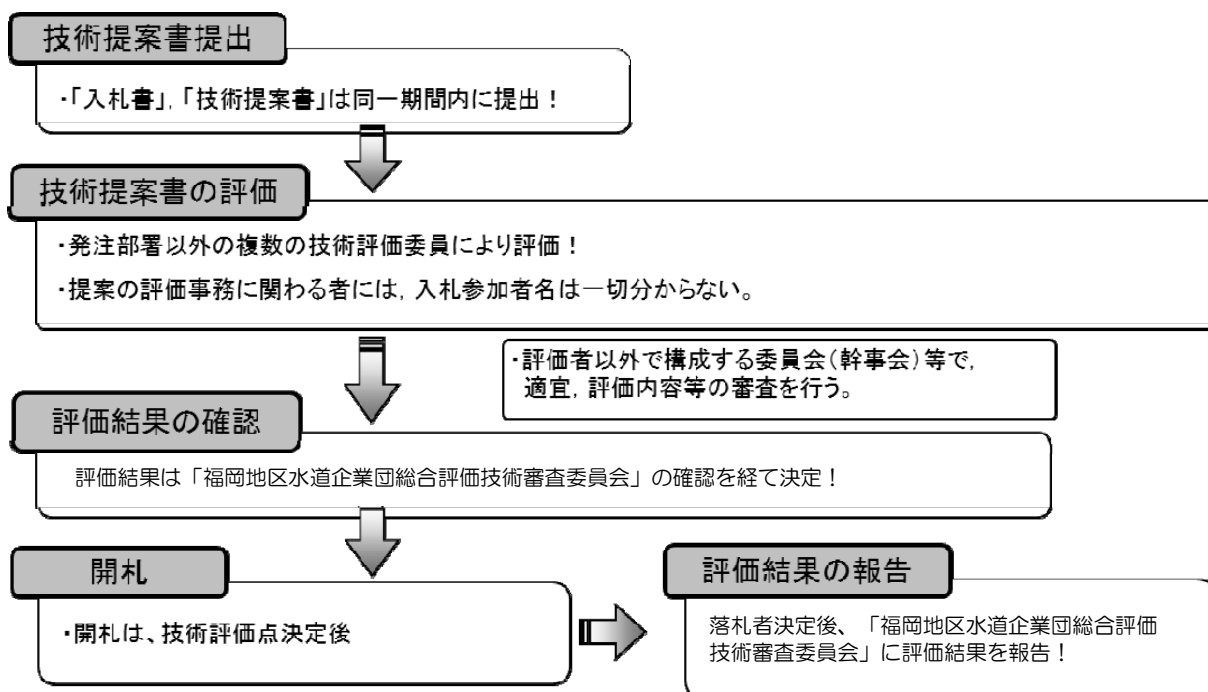
個別工事の落札者決定基準（技術評価項目、配点等）を定めようとするときは、中立の立場である学識経験者の意見を聴くものとし、落札者決定基準は、あらかじめ入札公告で明らかにするものとします。

③ 技術提案書の評価等

入札参加者の技術提案書の評価にあたっては、以下を徹底した上で業務にあたります。

◆ 評価にあたって徹底すること

- 入札にあたっては、入札書と技術提案書は同一期間内の提出とし、開札は技術評価点の結果が出た後に行う。
- 施工上の提案（以下「提案」という。）の評価は、福岡地区水道企業団総合評価委員会の複数の技術評価委員が行う。ただし、対象工事の発注部署に所属する者は評価を行わない。
- 提案の評価は、企業名を伏せた技術提案書にて行う。
（技術評価委員、その他提案の評価事務に関わる者は、参加企業名は分からない）
- 評価点の算出後、福岡地区水道企業団総合評価委員会（幹事会）等にて、審査を行い、入札参加者の技術評価点を確定する。
- 評価結果は、福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会（学識経験者）の確認を受ける。



④ 不正な働きかけを受けた場合の対応

■ 規程に基づく措置

総合評価に関する業務において、「不正な働きかけ」又は「不正な働きかけか判断に迷う要請」を受けた場合は、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づき、厳正に対処することとします。

◆ 「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づく措置

不正な働きかけに関する事実を調査し公正職務審査委員会による審議の結果、不正な働きかけであると認定された場合、不正な働きかけを行った者に対して、次に掲げる措置を取ることがあります。

- 不正な働きかけを行ったことに対する抗議
- 不正な働きかけに関する刑事上の告訴又は告発
- 不正な働きかけが行われた事実及び相手方の氏名等の公表
- その他不正な働きかけに関して必要と認められる措置

■ 入札参加資格の失格

不正な働きかけが行われたことが明らかとなった場合、当該働きかけを行った入札参加者および当該働きかけにより不正に利益を得る若しくは得たと本市が認めた入札参加者はその資格を失うものとし、当該働きかけの内容を公表します。

◆ 「福岡地区水道企業団総合評価方式における公正な競争の確保に関する要

○ 綱」第5条 不正な働きかけ等を受けた場合の対応

第5条 総合評価に関する業務に携わる職員は、総合評価に関する業務において、不正な働きかけ又は不正な働きかけか判断に迷う要請を受けた時は、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づき対応するとともに、福岡地区水道企業団総合評価委員会に報告するものとする。

2 総合評価に関する業務に携わる職員または福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会の委員に対して、不正な働きかけが行われたことが明らかとなった場合、当該働きかけを行った入札参加者および当該働きかけにより不正に利益を得る若しくは得たと本企業団が認めた入札参加者はその資格を失うものとし、当該働きかけの内容を公表する。

4－（３）評価結果の公表

契約手続きの透明性を確保するため、技術評価項目や配点などの落札者決定基準等については、あらかじめ入札公告において明らかにするとともに、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表します。

◆ 公表する事項

- 入札参加者名
- 各入札参加者の入札価格
- 各入札参加者の技術評価点（以下の区分により加算点内訳を公表）

評価区分		公表範囲
提案項目	施工上の提案	各項目の点数
企業評価項目	企業の施工能力	合計点
	技術者の能力	合計点
	社会貢献・地域貢献	合計点

- ・「企業評価項目」の各項目の内訳は、入札参加者自身に限定して開示

- 各入札参加者の評価値

評価結果の公表は、福岡地区水道企業団契約担当部署での閲覧や本企業団HP上で行います。

4－（４）評価内容の詳細の開示

「施工上の提案」に関しては、各提案の加点の有無や審査理由等を、当該技術提案書を提出した入札参加者自身に限定して開示します。

具体的には、各提案を審査した内容（P 13～14に記載する「○、△、－、×」の判定とその理由）を開示することとします。

◆ 開示するイメージ

（凡例）審査結果：（１）最も注意すべき事項

○	記載内容が妥当（加点対象）
×	記載内容が不適当（加点なし）

（凡例）審査結果：（２）具体的な対応策

○	追加提案（加点対象。履行義務あり）
△	「最も注意すべき事項」を踏まえているが、標準案の範囲に留まる（加点対象。履行義務あり）
－	「最も注意すべき事項」が不適当、「最も注意すべき事項」を踏まえていない、「追加提案」としない提案に該当する、履行の具体性や実現性が不明確等（加点なし。実施可能）
×	採用できない（加点なし。実施不可）

評価項目①：「〇〇工」における品質管理について、工事目的物の品質確保の観点からの提案

区分	審査結果	審査理由等
最も注意すべき事項	○	
具体的な対応策	△	仕様書に規定する範囲内に留まる。

4－（５）評価に係る問合せ等

施工上の提案等の評価に係る問合せを行うことができます。

評価に係る問合せは、入札結果の公表の日の翌日から起算して2日（休日は含まない）以内に受付け、受付期限の翌日から起算して3日（休日は含まない）以内に回答します。

詳細については、入札説明書（総合評価方式 共通事項）をご確認下さい。

5. 提案内容の履行義務・保護

5－（１）提案内容の履行義務

総合評価方式においては、評価の対象となる施工上の提案等は落札者決定の要素のひとつであり、競争入札の公平性を確保するため、落札者は提出した技術提案等に基づき施工しなければならず、施工上の提案等に係る設計変更は原則として行いません。

契約の締結にあたっては、落札者の提案内容について契約上履行すべき事項である旨、契約図書に明示します。ただし、加点対象とならなかった提案内容については、この限りではありません。その場合においても、契約図書にその旨明示することになります。

5－（２）不履行時のペナルティ

履行義務のある落札者の提案内容について、もし落札者の責により履行できない場合は、以下のようにペナルティが発生します。ペナルティの実施については、「福岡地区水道企業団総合評価委員会」等により決定します。

◆ 提案不履行時のペナルティ

【工事成績評定の減点】

- ・ 工事成績評定から履行できなかった項目の配点数（満点）または得点数を減点

【競争入札参加停止等】

- ・ 不履行の内容等により、福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行う。

【違約金の徴収】

- ・ 提案内容の重要度等により違約金を徴収する場合があります。違約金の算定は、以下の算式により行う。

$$\text{違約金（税抜き）} = A \times \left(1 - \frac{(B + C_2)}{(B + C_1)} \right)$$

A : 入札価格 B : 標準点（100）

C₁ : 入札時の提案内容に基づく加算点

C₂ : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

- ・ 計算の過程では、小数点第4位未満切り捨て。また円未満切り捨て

提案不履行の場合、「工事成績評定の減点」や「入札参加停止」，「違約金」等の措置を受けます。

5－（３）提案内容の保護

入札参加者の施工上の提案等については、提案内容が提案者の知的財産であることや、入札における競争性確保の観点から、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし、公開することはありません。

このため、契約図書に添付する施工上の提案等の資料についても、開示請求があっても公開することはありません。

【参考】施工上の提案の非公表について

- 品確法に基づき、平成17年8月26日閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」第23（2）により、『発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること』と規定されている。

各入札参加者の「提案内容」は開示しません（知的財産等のため）

また、入札参加者の施工上の提案等については、その提案内容が一般的に使用される状態になった場合は、その後の本市発注工事において無償で利用できるものとします。

ただし、技術提案書の提出時に、入札参加者より、工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を受け、かつ、それが認められた場合は、この限りではありません。

5－（４）技術者の配置

本工事における技術評価項目「技術者の能力」において、技術提案書に提示した配置予定技術者の中から1名を、本工事の入札説明書に基づき監理技術者として配置しなければならず、原則として途中交代はできません。

7. その他

入札公告時に提示する総合評価関連資料について

総合評価方式による一般競争入札を行う場合、通常の入札公告時にも提示される入札説明書などの他に、総合評価方式特有の資料として、以下の資料も提示されます。

◆ 総合評価方式特有の資料

- ① 技術提案書提出説明書
- ② 技術提案書提出様式（提案項目 関連）excel 形式
- ③ 技術提案書提出様式（企業評価項目 関連）excel 形式
- ・その他（注意事項など）

このうち、①については、「技術提案書」作成・提出にあたっての諸条件等が示されており、中には、欠格やペナルティとなる事項についても記載されていますので、熟読した上で、「技術提案書」作成にあたって下さい。

なお、②、③については、「技術提案書」提出様式となりますが、提出部数は、②に係る様式が各4部、③に係る様式が各2部などとなります。詳細は入札公告時に提示する資料をご確認下さい。

上記①～③の資料は工事によって諸条件等内容が異なります。

入札参加時には、必ず、当該工事の入札公告時に提示する資料を確認するようにして下さい。

◆ 総合評価方式ガイドライン全般に関する問合せ等は

担 当 課 : 福岡地区水道企業団 施設部 施設課 施設係

T E L : 092-552-1734

◆ 入札契約手続き全般に関する問合せ等は

担 当 課 : 福岡地区水道企業団 総務部 財務課 管理係

T E L : 092-552-1998